

千代田区職員措置請求監査結果

(「旧永田町小学校解体設計業務委託」の公募制指名競争入札の
執行及び契約の締結並びに委託料の支払に関する件)

令和8年8月6日

千代田区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

住所 千代田区

氏名 (省略)

2 職員措置請求書の提出

令和8年6月22日受付

3 請求の内容

請求人が提出した「千代田区職員措置請求書」(以下「請求書」という。)による請求の要旨は次のとおりである。(なお、請求書では「旧永田町小学校解体設計業務委託」とあるが、正しい案件名は「旧区立永田町小学校解体設計業務」である。)

(1) 対象となる職員

政策経営部施設経営課及び同部契約課の責任者(部長・課長等)

(2) 財務会計上の行為

区が令和8年6月25日開札予定で手続を進めている「旧永田町小学校解体設計業務委託」公募制指名競争入札の執行及び当該入札に基づく契約の締結並びに委託料の支払い(公金の支出)

(3) 違法又は不当の理由

上記(2)の行為は、地方自治法第2条第14項が定める「最少の経費で最大の効果を挙げる原則に違反し、かつ、

① 公募型指名競争入札の趣旨に反する不透明・不公正な発注

② 跡地用途未定に伴う将来の二重投資・公金の浪費

③ 他案件(旧外神田住宅)との比較における一貫性の欠如

が、行政の合理的な裁量権の範囲を著しく逸脱しており不当である。

(4) 区に生じている損害の内容

本件入札及び契約の強行により、以下の直接的かつ回復困難な財政的損害が発生するか、又はそのおそれが極めて高い。

① 仕様の特定不備に伴う設計委託料の追加支払(直接的損害)

② 建築計画なき擁壁改修による設計・工事費の完全な無駄(二重投資の損害)

③ プール解体・外構樹木等撤去の先行による既存資産価値の喪失(財産的損害)

④ 予定工事費未定に伴う設計手戻り(機会損失・損害)

(5) 請求する措置の内容

- ① 令和 8 年 6 月 25 日開札予定の「旧永田町小学校解体設計業務委託」の入札手続を即時停止すること。
- ② 既に落札者が決定している場合は、当該業者との契約締結を見合わせ、又は締結した契約を解除し、違法・不当な委託料の支出を差し止めること。

を区に対し勧告するよう求める。

(6) 事実証明書

- ア 公募制指名競争入札（見積競争）のお知らせ
- イ 解体設計業務委託特記事項（旧永田町小学校）
- ウ 解体設計業務委託特記事項（旧区立外神田住宅）

4 請求の要件審査及び受理

本件請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているか、令和 8 年 6 月 25 日に審査を行った。

請求書に記載された「契約の締結」及び「委託料の支払い（公金の支出）」という財務会計上の行為については、入札により落札者が決定した場合、これらがなされることが相当の確実さをもって予測されると認められるから、本件請求は落札者が決定することを前提に、法第 242 条に定める要件を具備するものとして、これを受理した。

5 暫定的停止勧告の適否

本件請求では、「旧区立永田町小学校解体設計業務」（以下「本件業務」という。）に係る入札手続の即時停止及び契約締結の見合わせを求めていることから、法第 242 条第 4 項に規定する暫定的停止勧告の適否について審査した。

暫定的停止勧告は、財務会計行為の停止という行政活動に重大な影響を与えるものであることから、当該行為の違法性に係るものに限られるとされ、当該行為が違法であると思料するに足る相当な理由があることが、その要件の 1 つとされている。また、この「相当な理由」とは、社会通念上客観的にみて合理的な場合をいい、相当程度具体的な証拠に基づいて違法であることが疎明されることが必要であると解されているが、本件請求においては、予定される契約の締結が違法との主張はあるものの、それが違法であることを示す具体的な証拠の提出は無い。

したがって、当該行為が違法であると思料するに足る相当な理由があるとは認められないことから、法第 242 条第 4 項に規定する暫定的停止勧告を行わないこととした。

第2 監査の実施

1 監査の期間

令和8年6月23日から同年8月6日まで

2 監査対象部課

政策経営部施設経営課及び同部契約課を監査対象部課とした。

3 監査対象事項

区が令和8年6月25日に開札を予定している本件業務に係る入札に基づく契約の締結及び委託料の支出が違法又は不当であることを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求は法第242条に定める要件を具備せず不適法であるから却下する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

関係書類等を調査した結果、本件業務に係る入札の執行に関し、次の事実を確認した。

ア 令和8年5月27日、契約事務を所掌する政策経営部契約課において、本件業務について公募制指名競争入札（見積競争）により受託事業者を選定する旨を意思決定した。

イ 同年6月1日、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにて公募を開始し、入札参加希望があった5者を指名業者として決定した。

ウ 同年6月25日午前10時、電子入札により開札を実施したところ落札者がなく、不調となった

(2) 監査委員の判断

上記(1)により、本件業務に係る入札の結果、落札者が決まらず、その後に予定された本件業務に関する契約の締結及び契約履行後の委託料の支出がなされないことが明らかとなった。すなわち、本件請求において監査の対象とした財務会計上の行為は存在しないこととなり、当該行為によって区に損害が発生する可能性もない。

よって、本件請求は法第242条第1項に定める要件を具備していないと認められるので、主文のとおり決定する。